

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、下記のとおり監査の結果を公表します。

令和5年11月30日

| | |
|---------|-----------|
| 香美市監査委員 | 岩 崎 昭 雄 |
| 香美市監査委員 | 横 谷 勝 正 |
| 香美市監査委員 | 比 与 森 光 俊 |

記

1 監査に準拠している旨

香美市監査基準（令和2年香美市監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

定期監査（地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査）

3 監査の対象

企画財政課、定住推進課、環境課、防災対策課、管財課
（令和4年度及び5年度）

4 監査の実施場所・日程

香美市役所監査委員事務局、香美市防災備蓄倉庫
令和5年11月9日（木）、10日（金）、13日（月）～15日（水）

5 監査の着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行が法令に適合し正確かつ効率的に執行されているか、経済性、有効性の観点にも留意して実施した。

また、事務処理の手続きが、法律及び政省令のほか、訓練、通達等（条例、規則等含む）にしたがって適正に行われているかに留意した。

6 監査の実施内容

契約書等関係書類の提出を求め、関係法令及び予算に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかについて関係書類を照合検査するとともに、現地確認を行い、職員からの説明を受けた。

7 監査の結果

一部で改善又は注意を要する事項が見受けられたが、概ね良好に処理されているものと認める。

今後は、指摘事項等に留意したうえで事務執行にあたること。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第14項の規定に基づきその旨を通知してください。

指摘事項

(1) 随意契約について

随意契約による手続きが、契約規則及び管財課が示す手順により行われていないものが見受けられた。

随意契約は、競争の方法によらないで、普通地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法をいい、随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に規定される要件に該当するときに限ることから、随意契約とする理由等を明確にした適正な事務処理をしてください。

(定住推進課、環境課)

(2) 委託期間の遡及について

契約締結を失念し、契約期間を遡及して契約しているものが1件あった。

契約期間を遡及し追認条項を設けることは可能であるが、地方自治法第234条第5項の規定では、「地方公共団体が契約につき契約書を作成する場合には、契約の相手方とともに、契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定されない」とされており、契約が確定されるまでの間は相手方に対して履行の請求ができず、適当な方法とは言えないとされている。(地方実務提要2)

契約の締結に当たっては、やむを得ない理由がある場合を除き、追認事項を設ける方法によらず契約締結できるよう、適正な事務処理をしてください。(定住推進課)

(3) 補助金の変更承認について

補助金の要綱で、「補助対象者は、補助金交付決定通知を受けたのち、補助金交付申請の内容を変更する場合、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更等承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。」となっているが、金額に変更がない等、軽微な変更等承認申請書が提出された場合、変更を承認した書類が作成されていないので、適正な事務処理をしてください。(環境課)

(4) 契約書について

香美市契約規則で、「市長は、契約の相手方(以下「契約者」という。)を決定したときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成し、契約者とともにこれを記名押印しなければならない」とあるが、契約締結を電子手続きで行い、押印されていない契約書があったので、適正な事務処理をしてください。(定住推進課)

8 監査の意見

(1) 補助金について

補助事業の要件として、「発注は市内業者に限る。ただし、市内業者では施工できない場合、取扱いがない場合又は施工が専門的及び特殊であるため市内業者では困難であると市長が特に認める場合には、この限りではない。」とあるが、ただし書きの適用について、回議書に明記されていないものがあった。(定住推進課)